

**今回のテーマ： 源泉所得税の徴収過不足にともなう手続**

**1. 源泉所得税の納付期限と特例**

源泉徴収した所得税の納付期限は、翌月10日が原則ですが、小規模事業者の給与所得や退職所得などは、半年に1回納付する方法（特例）を選択することも可能です。

	対象となる所得	納付期限	留意点
原則	全ての所得	支払った月の翌月10日	-
特例 適用対象者 (1)	次の3種類の所得に限定 ・給与所得 ・退職所得 ・弁護士、税理士等への報酬	1月～6月：7月10日 7月～12月：1月10日(2) (3)	『源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書』を税務署へ提出

- 給与の受給者が常時10人未満の事務所等に関し承認を受けることができます。
- 7月～12月分の源泉所得税の納付期限は、以下の要件を満たすことにより、1月20日となります。  
 その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないこと  
 申請書を提出した年以後、7月～12月分の源泉所得税を1月20日までに納付していること
- 特例による納付方法は、申請書を提出した月の翌月分の源泉所得税から適用されます。

**2. 源泉徴収もれ・不足、過大徴収にともなう手続**

	考 え 方	手 続
徴収もれ・不足	源泉徴収義務は、源泉徴収の対象となる所得の支払者に課されています。 そのため、所得の受領者が確定申告で徴収不足額を精算することはできず、所得の支払者である企業に源泉徴収義務および納付義務が残ります。	・源泉徴収義務者が、本来徴収すべき金額を税務署へ納付 ・所得の受領者から徴収不足額を返金してもらい、もしくは、給与等の支払額をグロスアップする。
過大徴収	過大徴収した税額は、源泉徴収義務者である企業から所得の受領者へ返金します。 そのため、源泉徴収義務者である企業は、過大に納付した源泉所得税を、国から還付を受ける手続が必要となります。	『源泉所得税の誤納額還付請求書』を税務署へ提出 (添付書類) ・誤った税額により納付した際の源泉所得税の納付書コピー ・源泉所得税の預り金元帳、給与台帳や配当金計算書など

(次ページへ)

### お見逃しなく！

- ・源泉所得税を納付期限後に納付した場合には、原則として不納付加算税（本税×10%または5%）  
・延滞税（2ヶ月迄は年4.5%、以後年14.6%）が源泉徴収義務者に課税されます。

ただし、不納付加算税は、納税の告知を受けることなく、源泉所得税を納付期限から1月以内に納付している場合で、過去1年間に源泉所得税を納付期限までに納付しているときは、課税されません。

2. 給与所得に係る源泉所得税を過誤納付した場合には、還付請求書に代えて、届出書を提出することにより、翌月以降の納付税額から過誤納額を控除する方法を選択できます。